

「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」行動宣言  
—国富たる我が国の智恵を守り抜く—

平成27年1月28日  
技術情報等の流出防止に向けた  
官民戦略会議

いま、日本経済は「失われた20年」とも言われる長期の経済低迷を脱却し、経済の好循環が生まれ始めている。資源に乏しい我が国が、今後も引き続き経済成長を続け、国際競争力を維持・強化していくためには、イノベーションが絶えず生まれ、企業収益につながる経済システムの構築が鍵となる。

このような経済システムの中核は、各種の製造ノウハウ、基幹技術をはじめとする技術情報の価値を守ることにある。技術情報は企業独自のものであること、すなわち、秘密であることによって、他社との差別化、競争力の源泉となる一方で、流出によって価値を喪失する。

他方、これら技術情報の価値の上昇とともに、情報が内外に流出する事例が相次いで発生している。大企業の約40%、企業全体の15%弱が技術情報を含む企業情報の漏えいを経験し、実際に基幹技術漏えいを巡る大型の紛争事例も顕在化している。特に、国外への流出は、当該企業のみならず、我が国の産業競争力や雇用へも深刻な影響が懸念される。

米国でも、情報流出の事例は年々増加し、ターゲットとなった技術分野も自動車のデザインや携帯電話ネットワーク技術など多様な民生技術にわたる。経済損失はGDPの1%~3%とも言われる。

しかも、窃取の「手口」もサイバー領域を筆頭に高度化・巧妙化が進んでいる。今後、事態の一層の深刻化も予想され、官民がそれぞれの強みを生かし、連携を強化する必要がある。

我が国の国富といえる技術情報等の保護を強化するため、「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」は、官民一体となって、技術情報の保護を推進し、「営業秘密侵害を断固として許さない社会」を創出する。

## 対応 1. 技術情報を防御する

我が国の競争力と雇用を守るため、産業界は我が国の先端技術を窃取しようという不正な試みと戦い、漏えいを防止するための予防策を自主的に講じる。

その際、内外の事例を教訓として、重要技術の秘匿化、情報の電子化、雇用環境の変化、外国人従業員の増加といった環境変化に対応した実効的なものとする必要がある。

例えば、米国では、特定の第三国からのサイバー攻撃、米国企業に就職している従業員への働きかけ等の様々な手段によって、安全保障関連分野に限らず、IT、化学、自動車といった民生分野の最先端技術が窃取される事例が相次いで発生していると報告されていることが参考となる。

予防策の実施に当たっては、情報セキュリティ対策の強化とともに、スキルのある従業員を能力主義・成果主義に基づき適正に評価する人事制度を構築し処遇する等、幅広い視点が必要であることに留意しつつ、実効的な情報漏えい対策とすることが求められる。このため、経営者層自身のリーダーシップの下、事業部、総務、法務、人事、情報セキュリティ、知財等の各部門にわたる全社的な対策を推進する。

政府は、このような企業の取組を支援するため、不正競争防止法の解釈を踏まえた営業秘密管理の参考となるマニュアルの策定や、営業秘密に関する知識、経験が不足している中小企業等への専門家による相談体制の構築、サイバー攻撃の手口情報の共有を促進する。

### <政府・各団体の取組の宣言>

#### ○ 各種団体による啓発活動の加速

経団連をはじめとする関係団体は、各業界特有の状況等を踏まえつつ、会員企業の経営者層等に対して、営業秘密保護の必要性・重要性等について引き続き普及啓発を行う。また、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）は、業界横断的に産業界全体の管理水準の底上げや意識の更なる醸成を図るべく、広く普及啓発活動を行う。

#### ○ 営業秘密管理指針の全部改訂、営業秘密保護マニュアルの策定

経済産業省は、不正競争防止法等の法制上、営業秘密として法的保護を受けるためには、どのような対策が最低限必要となるのか、また、それに加えて更に実効性を高めるために必要となる人事・労務面、情報セキュリティなど多面的な対策につ

いて、最新の技術開発や内外の不正な営業秘密侵害事例に即して、標準的な対策を明らかにする。

○ 営業秘密に関する相談窓口の設置

経済産業省は、独立行政法人 工業所有権情報・研修館（I N P I T）に営業秘密管理や知財戦略に関する相談に対応する、「営業秘密・知財戦略相談窓口」（営業秘密110番）を設置する。

具体的には、全国47都道府県に設置する知財総合支援窓口とも連携して、特許化・秘匿化、オープン・クローズ戦略を含めた知的財産の保護・活用に関する相談、秘匿化を選択した技術情報の管理方法に関する相談を実施するとともに、「有事対応」（営業秘密が漏えいした場合等の具体的な民事・刑事対応相談）については、迅速かつ適切に営業秘密侵害事件に対処するために、警察庁等とも連携して実施する。サイバー関連の事案については独立行政法人 情報処理推進機構（I P A）と連携し、情報セキュリティ対策に関する相談も可能とする。

○ 中小企業等に対する普及・啓発

I N P I Tは、全国の中小企業等が手軽にオープン・クローズ戦略や営業秘密管理についての知識を身につけることを可能とするため、全国各地でのセミナー開催やホームページ・eラーニング等、全国の中小企業を念頭に置いた普及啓発を実施する。

○ サイバー攻撃の手口情報の共有の促進

I P Aは、企業情報の取得等を目的とする標的型サイバー攻撃被害を未然に防ぐため、I P Aをハブとする重工・化学分野等の事業者間のサイバー攻撃情報共有網（J-CSIP）を拡充する。

また、日本サイバー犯罪対策センター（J C 3）は、情報の共有と併せ、サイバー空間の脅威の大本を特定、軽減及び無効化し、情報発信を行うことで、事案発生の防止に資するための活動を行う。

## 対応2. 情報漏えいに断固として対応する

我が国企業の対策によって情報漏えいは減少することが期待されるが、サイバー攻撃に代表される企業情報を窃取する技術も高度化する中では、情報漏えいリスクはゼロにはならない。したがって、情報の性質や合理的に予想される脅威に対応した適切な対応を行った上で、それでも情報漏えいが生じた場合には、これを恥じる必要はない。

我が国企業は、「有事」の際には、被害の拡散防止等の応急処置を迅速に行うとともに、漏えい者に対しては、その場しのぎの対応を排し、民事上及び刑事上の措置を辞さない厳正な態度で臨む。

政府は、民事・刑事上の責任を追及するために従来以上に制度面の抑止力向上に注力するとともに、被害企業への相談対応や捜査力の充実強化を引き続き図る。

### <政府・各団体の取組の宣言>

#### ○ 抑止力向上のための制度整備

政府は、営業秘密侵害に関する民事・刑事両面から抑止力の向上を図る観点から、刑事罰の強化、民事訴訟における被害者（原告）の立証負担軽減などを内容とする不正競争防止法の改正法案を今通常国会に提出することを目指す。

#### ○ 営業秘密に関する相談窓口の設置（再掲）

経済産業省は、I N P I Tに営業秘密管理や知財戦略に関する相談に対応する、「営業秘密・知財戦略相談窓口」（営業秘密110番）を設置する。

「有事対応」（営業秘密が漏えいした場合等の具体的な民事・刑事対応相談）については、迅速かつ適切に営業秘密侵害事件に対処するために、警察庁等とも連携して実施する。サイバー関連の事案についてはI P Aと連携し、情報セキュリティ対策に関する相談も可能とする。

#### ○ 深刻なサイバー攻撃被害への復旧支援の促進

I P Aは、深刻なサイバー攻撃被害に遭った企業等における情報流出等の被害を迅速に収束させ、早期復旧を支援するため、I N P I Tとも連携しサイバー攻撃被害事案における「サイバーレスキュー隊」による支援活動を促進する。

J C 3は、サイバー空間の脅威の実態を解明することによって、背後に存在する犯罪者らの追跡・特定と脅威の軽減・無効化を図る。

### 対応3. 継続的な官民連携により攻撃手法の高度化へ対応する

サイバー攻撃技術など情報通信技術の発展等をはじめ、企業情報を窃取する手口は、今後も、高度化・複雑化していくことが予想される。

政府及び産業界は、営業秘密保護に係る官民連携の取組を継続的に進め、

最新の手口や被害実態についての情報共有を強化し、これに基づき技術面を含めた対策の高度化を推進する。

そして、「営業秘密侵害には毅然とした態度で厳正に対応する」、「営業秘密侵害が疑われる物品は採用せず、取引しない」といった営業秘密保護に係る意識が、社会の隅々にまで浸透した「営業秘密侵害を断固として許さない社会」の創出に向けた取組を官民一丸となって進めていく。

### <政府・各団体の取組の宣言>

#### ○ 実務者による官民での緊密な情報交換の実施

関係府省・産業界は、企業情報の漏えいに関する最新の手口やその対応策に関する情報交換を緊密に行う場として、「営業秘密官民フォーラム」を創設する。

営業秘密官民フォーラムは、企業情報の漏えい対策が、業界ごとに、また、対策分野（人事、情報セキュリティ、法務等）ごとに異なることを踏まえ、経団連、日本知的財産協会、I I P P Fに加え、業界ごとの代表者、対策分野ごとの代表者によって構成する。

#### ○ 政府による情報収集・提供

I N P I Tに設置する「営業秘密・知財戦略相談窓口」（営業秘密110番）へ寄せられた情報については、必要な加工をした上で、営業秘密官民フォーラムに提供する。関係府省も可能な範囲で漏えい被害事例等について情報を提供する。

#### ○ 各団体の取組の推進

各団体は、会員企業に対して、営業秘密官民フォーラムにおける議論や施策動向を周知するとともに、各団体・会員企業独自の取組や被害事例等を可能な範囲で営業秘密官民フォーラムに報告する。